

議案第 1 4 号

鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年条例第 1 7 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を引き上げたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書及び第 19 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。